

## 事業安定化準備資産取扱規則

### (趣旨)

第1条 公益財団法人中国残留孤児援護基金の事業（国の委託事業を除く）は、寄附金収入及び基本財産等の運用収入を原資とするが、昨今寄附金は減少傾向にあって、また、基本財産の運用収入は、金利動向や為替動向に左右され、近年の円高の影響を受け厳しい状況にあり、毎年安定的に一定額を期待できる状況にはない。

事業計画を実施するに当たっては、安定的な収入を確保することが不可欠であることから、公益目的事業会計の中に「事業安定化準備資産」を設定し、収入減の年度においても、当初計画した事業が執行できるようにする。

### (目的)

第2条 公益目的事業会計に「事業安定化準備資産」（以下「準備資産」という。）を設定し、収入見込みに減額が生じた場合に、取り崩して支出に充てることとし、当該年度の事業を安定的に実施することを目的とする。

### (準備資産の保有形態)

第3条 公益目的事業会計における特定資産とし、預金及び有価証券の形で保有する。

### (取り崩し手続き)

第4条 事業資金に見合う寄附金又は運用益が見込額を下回り、準備金を取り崩す必要がある場合は、現時点の収支額、今後の収支予想額、準備金取り崩し予定額等々を明確にし、理事会において準備資産取り崩しの承認を得たのち、取り崩すものとする。

### (保有額の管理)

第5条 準備資産の保有額の管理は、「事業安定化準備資産台帳」を設け、保有額、取り崩し額について所要の記録を行うものとする。

### (改廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 附 則

- 1 この規則は、平成20年3月13日から適用する。  
(平成20年3月11日理事会承認、3月13日評議員会承認)
- 2 この規則は、平成23年4月1日から適用する。(平成23年2月18日改正)
- 3 この規則は、公益財団法人移行登記の日から適用する。(平成23年10月3日)
- 4 この規則は、令和元年6月4日から適用する。